

## 誓 約 書

東郷町農業委員会長 様

届出者 住 所 \_\_\_\_\_  
(土地所有者又は耕作者) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電 話 \_\_\_\_\_

今般、農地の改良をするにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

### 記

- 1 届出書の内容を遵守し、他に迷惑を及ぼさないように責任をもって工事を行います。
- 2 農地改良をする農地の境界を明確にしてから施工します。また、農地改良により既設の境界杭が地表面より下になる場合は、関係する土地所有者の了解を得て杭の復元等の措置をいたします。
- 3 農地改良工事にあたり、東郷町農地改良指導要綱で定める指導基準の規定に基づき工事を施工します。
- 4 今回の工事は、農地の生産力増強・作業効率向上のため施工するものであり、それ以外の砂利・粘土の採取や、長期間土を山積みする行為等を行いません。
- 5 農地改良工事にあたり、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物)での埋立ては一切行いません。
- 6 農地改良工事の施工中及び施工後、当該工事に起因して隣接地等の農作物や家屋等に損害、被害を及ぼした場合には、当方の責任において速やかに補償及び復旧をいたします。
- 7 農地改良工事の施工中及び施工後、当該工事に起因して道路・水路等の公共施設の機能を阻害し、或いは損傷させた場合には、当方の責任において、その施設管理者の指示に従い原因の排除及び補償をいたします。
- 8 土砂等により道路を汚した場合には、その都度清掃をし、車両や人の通行に支障のないよう注意いたします。
- 9 農地改良工事の施工に関して、農業委員会から是正するよう指示を受けた場合には速やかに応じます。
- 10 新たに施工した排水施設(素掘水路等含む)の維持管理は、工事完了後も適正に行います。
- 11 完了時において届出した内容と異なる場合は、届出した計画により再施工し、又は施工前の原状に回復します。
- 12 その他、本誓約書に記載のない事項について支障が生じた場合には、当方の責任において誠意をもって速やかに解決するよう尽力いたします。